

(短期退職時の手数料の取扱い)

第8条 この契約に基づき採用した法人が、採用された求職者の自己の意思により、又は就業規則違反等の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、当社は、採用した法人から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を採用した法人に払い戻すこととする。

1ヶ月未満で退職した場合 100%に相当する額

6ヶ月未満で退職した場合 50%に相当する額

ただし、採用された求職者が、専ら採用した法人の都合により短期退職をすることとなった場合には、紹介手数料の返戻は、行なわないものとする。